

廃炉発官R4第180号
令和5年2月15日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置による管理対象区域の変更に伴い、下記の通り変更を行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画

2.15 放射線管理関係設備等

本文

- ・変更なし

添付資料－2

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系

本文

- ・変更なし

添付資料－4

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

添付資料－8

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

III 特定原子力施設の保安

第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第57条

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

第60条

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

附則

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (1 / 2)

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2 / 2)

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第98条

- ・ 5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

第101条

- ・ 5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更
附則

- ・ 5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更
添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (1 / 2)

- ・ 5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更
福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2 / 2)

- ・ 5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更
添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・ 5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

第3編 (保安に係る補足説明)

3 放射線管理に係る補足説明

3.1.2 放射線管理

- ・ 5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

3.1.4 港湾内の海水, 海底土, 地下水及び排水路の放射性物質の低減

- ・ 5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

以 上